

香川県条例第25号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所における保育その他の人事委員会規則で定める保育（以下「保育所等における保育」という。）の利用の申込みを行っているが、当面当該保育が実施される見込みがないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</u></p>	<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなりたこと。</p>
<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用の申込みを行っているが、当面当該保育が実施される見込みがないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</u></p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとしたこととする。</p>
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第10条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、
育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用の申込み
を行っているが、当面当該保育が実施される見込みがないことその他の
育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたこ
とにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなけ
ればその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が
生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務
をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。